

氏名（本籍）	笠野 英弘		
学位の種類	博士（体育科学）		
学位記番号	博乙第	2726	号
学位授与年月	平成 27 年 2 月 28 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	日本サッカー協会が生成する制度的構造に関する研究 —スポーツ組織とスポーツ行為者との関係に着目して—		
主査	筑波大学教授	教育学博士	菊 幸一
副査	筑波大学教授	教育学博士	清水 諭
副査	筑波大学教授		清水 紀宏
副査	筑波大学教授	博士（体育科学）	尾縣 貢

論文の内容の要旨

（目的）

本研究の目的は、「自立型スポーツ組織」が生成する制度的構造を理念型モデルとして設定し、それと日本サッカー協会が生成する制度的構造とを比較することにより、わが国のスポーツ組織が生成する制度的構造の現状と課題を明らかにすることである。その上で、その制度的構造の改革の方向性について若干の提言を試みることである。

（対象と方法）

そこで本研究では、主にガース・ミルズによる「性格と社会構造」に関連する組織モデルを援用しつつ分析枠組みを設定し、日本サッカー協会の機関誌分析、サッカー愛好者に対するスポーツ行動予測モデルに基づく質問紙法、及び比較的競技レベルの高いサッカー競技者を対象とするライフストーリー分析を用いて分析、及び解釈を行った。

（結果）

第 1 章では、愛好者を組織化するスポーツ組織を検討する上で必要な、スポーツ組織とスポーツ行為者との関係を分析する枠組みを構築するため、スポーツ的社会化研究、組織論、制度論等の先行研究を検討した。その結果、リースマン（1964）の「社会的性格」やガース・ミルズ（1970）の「性格構造」という概念を理念型として用いながら、「制度的構造に焦点をあてたスポーツ制度（あるいはスポーツ組織）とそれらとの関係性を解釈していく必要性が示された。

第 2 章では、ガース・ミルズ（1970）の「性格と社会構造」の理論から、新たなスポーツ組織論を導いた。この論理に基づけば、スポーツ組織は、「多様な」局面を構成する要素（スポーツ・イデオロギ

一、スポーツ・ルール、スポーツ・シンボル、スポーツ行動様式、スポーツ文物、スポーツ組織)によって構成され、高度化を強調するだけではないスポーツ制度(制度的構造)を生成することで、愛好者を含むスポーツ行為者を自立的に組織化する「自立型スポーツ組織」(理念型モデル)として成立することができるようになると仮説化することができた。

第3章では、この仮説化されたモデルに基づき、日本サッカー協会はこれまでどのような制度的構造を創り出そうとしてきたのかについて、機関紙分析により明らかにした。そこでは、より競技力向上志向の選手を育て、日本のサッカーを強化していこうとする日本サッカー協会の主体的構えが見受けられた。また、制度を構成する要素としてのスポーツ組織について、日本サッカー協会の権威を強調することにより、登録する選手等の帰属意識や帰属欲求を高めようとしていたことが明らかとなった。

第4章では、現状のサッカー制度によってサッカー行為者がどのような問題を抱えているのかということについて、徳永ほか(1985)のスポーツ行動予測に基づく質問紙調査により明らかにしようとした。その結果、日本サッカー協会に未登録の愛好者の劣等感や不安、さらには疎外感が生じているという問題点が示された。

第5章では、ライフヒストリー分析により、実際のサッカー行為者の主観的意味から解釈する制度的構造の特徴を示すとともに、サッカー行為者の社会的性格(性格構造)も同時に解釈し、それらの関係性を示そうとした。その結果、日本サッカー協会との関係が強い制度的特徴をもつサッカー制度のなかで育ったサッカー行為者は、高度化志向という社会的性格をその特徴の1つとして形成するものと考えられた。ただし、その制度的構造には、教育(学校)制度の特徴として捉えられる要素も含まれており、彼らを取り巻く制度的特徴は、サッカー制度と教育(学校)制度の特徴が混在していることから、特に教育(学校)制度に依存していた依存型スポーツ組織による影響から、自立型スポーツ組織によるそれへの過渡期として理解することが可能であると考えられた。

(考察)

以上のような機関紙分析、質問紙調査、及びライフヒストリー分析の結果から、日本サッカー協会は、高度化を強調し、同協会への帰属意識を高める制度的構造を生成しているがゆえに、サッカー行為者を高度化志向へと方向づけ、未登録者(愛好者)を組織化できていないだけでなく、彼らの劣等感や疎外感を生じさせていることが理解された。ただし、そこでは、未だに教育(学校)制度の要素として解釈できる特徴も影響を及ぼしている。このような現状では、例え愛好者を組織化したとしても、彼らを高度化志向へと方向づけてしまう結果となることが考察された。

したがって、「自立型スポーツ組織による制度的構造モデル」に向けて、高度化以外のスポーツに対する志向の価値をいかに強調し、愛好者の多様な志向性を包摂しつつ組織化できるような制度的構造を生成していくのかに、その組織的課題があることが結論づけられた。また、本研究結果からサッカー協会を事例とする日本のスポーツ組織の制度的構造改革は、このような愛好者の組織化をめぐる組織的課題をどのように解決していくのかが1つの方向性として示唆された。

審査の結果の要旨

(批評)

本研究は、これまでのスポーツ組織研究が他の組織に依存するスポーツ組織であった現状から研究自体が停滞していたことに対して、スポーツを主体とする組織研究の重要性を示唆するとともに、その視点からサッカー協会を事例として今後のスポーツ組織の課題や方向性を明らかにし、さらなる本格的なスポーツ組織研究の可能性について論じているところが高く評価された。また、スポーツ組織の社会的役割は、これまで教育、経済、政治、社会等々の外在的、手段的価値に応える競技力向上という側面からだけではなく、人間とスポーツの原初的な関係であるスポーツにおける私的な楽しみや自己目的的な価値、すなわち内在的価値を有する愛好者を組織化して、いかに社会的な価値の創出に結びつけ、これを循環させていくのかに関するスポーツ組織の公共的課題にあることを示唆した点でも高く評価された。

平成 27 年 1 月 8 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、学力の確認を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（体育科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。